

都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの性格

熊野町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。それは、「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」を目標とした都市づくりの将来像とその実現への方向性を示す計画であり、まちづくりの主体である町民、企業、行政がその基本的な考え方として共有するものです。

計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、“第4次熊野町総合基本計画”を踏まえて、長期的視点から都市の将来像を描くとともに、その内容を実現するための都市づくり分野における総合的な指針となるものです。

従って、総合的な視点でとらえた土地利用の方針、都市施設の整備方針等を明らかにしたものであり、個別の都市計画における根拠となる計画として位置づけるものです。

計画の目標年次

熊野町都市計画マスタープランの目標年次は、西暦2015年（平成27年）とします。なお、本計画は、社会情勢の変化、上位計画の改定等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

まちづくりの目標

第4次熊野町総合基本計画（基本理念・将来像） 三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町

便利で快適な
都市基盤の整備

環境と調和した
安心できる
地域社会の構築

心豊かな人づくりと
個性ある文化の継承

熊野筆の需要創造と
交流産業の開発

総合基本計画を具現化する4つの視点

都市計画におけるまちづくりの基本的方向

まちの骨格づくり

熊野町と各地域とを連絡する広域交通網、将来の都市機能や土地利用を結びつける地域内交通網を整備し、人々の生き生きした交流を支える骨格づくりを目指します。

自然と共生するまちづくり

都市美を支える独特の自然緑地等を保全し、環境負荷を極力小さくする努力を続けるなど、自然と人が共生するまちづくりを目指します。

将来都市構造

個性と活気のあるまちづくり

特色のある歴史文化や、地域文化を活用したまちづくりを図るとともに、産業拠点の形成や中心市街地の活性化など個性豊かな活気あふれるまちづくりを目指します。

人にやさしいまちづくり

文化・娯楽・学習・医療・憩い等の諸機能がバランス良く整備され、防災やコミュニティ等の魅力ある拠点・安全で快適な歩行者空間の確保を図るなど、人にやさしいまちづくりを目指します。